右 右

同

告

示

保高

険福

課祉

同

: : 目

次

(毎週月·水·金曜日発行)

第三千三百三十六号

平成二十三年一月十一日

障害福祉サービス事業者の指定..... 土砂災害警戒区域の指定...... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... 告

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定....... 道路の区域の変更...... (障害福祉課) ...

(河川砂防課) ... 路 同 課 :

_ ::

Ħ.

建設業者の許可の取消し...... 県上 民地 同 : :

同 :

示

青森県告示第十号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十三年一月十一日

青森県告示第十一号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十三年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申

社業サース	社工業は出土の主義を表現します。	氏名 称 又 名は	事指定介護
ー一の七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	ーーの七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	所在地又は住所主たる事務所の	業者
用予特 具防定 販福介 売祉護	貸福介 与祉護 用予 具防	の ^t 種類 類と	ナ介 一護 ご予 ス防
ェーク リエイン 青護チフ 森チフ	ェーン リー 介護 パナソニ 森チ	名称	行護予防力
ほとけ沢五の六 上北郡東北町字	ほとけ沢五の六の六	所 在 地	事業所
"	三平 三成 三	年月日	指 定

吾

	村ビル二階町四五代官町木	里ほテへ ほほション みのン	訪問介護	一六七の一小七の一新町	リュー 株式 会社 バ
"	ほとけ沢五の六の六	ェークパナン サーイン 大き 大 大 大 大 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	用特 具定 販福 売祉	ーーの七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	社工業は出土の主義を表現しています。
三平 三成 三	ほとけ沢五の六の六	ェー ン リー 介 芸 子 ス き ス き ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス	貸福 与祉 用 具	ーーの七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	社工日 業リ 株式会
年月日	所 在 地	名称	類 t フ の 利	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
指定	事業所	行居宅サー	ご居 ス宅 Dサ 重	ソー ビス事業者	指定居宅サービス

青森県知事 Ξ 村 申 吾

リュー ・ 社バ	
一六七の一新町	
訪問 介護 予防	
里ほテヘルパー えション のンス	
村ビルニ代官町木	
=======================================	

青森県告示第十二号

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十三年一月十一日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

名称	事指定障害
所 在 地	業 者 (福祉サービス
類と	ナ障 害 ご福 ス祉
名称	事障害福祉
所在	業 所
地	所う
年月日	指定
	称一生地の種類と名の称が所では、地質を表現である。

青森県告示第十三号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成二十三年二月十日まで青森県県土整備部

平成二十三年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

~	ХДО	
線	路線名	
平川市尾崎木戸	变	
그 그	更	
への八五まで	Ø	
でら		X
		間
後	前	前変 後 別の
二七・二六メートルまで一二・五九メートルから	三七・九八メートルまで二一・八五メートルから	敷地の幅員
四一・八四メートル	四一・八四メートル	敷地の延長
		備考

青森県告示第十四号

番図 号面

種道 路

類の

1

市

道

項の規定により公示する。 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四 律第五十七号) 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

> え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

平成二十三年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

脇元土砂災害警戒区域及び脇元土砂災害特別警戒区域

1

兀

1 指定の区域

図面省略

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

火曜日 3 1

3 2

急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略) 次の図面のとおり

犬走二号土砂災害警戒区域及び犬走二号土砂災害特別警戒区域

Ξ

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

次の図面のとおり

桂川土砂災害警戒区域及び桂川土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 (図面省略 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 図面省略 五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域 次の図面のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 急傾斜地の崩壊

伞

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

3

急傾斜地の崩壊

2

(図面省略

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

五

図面省略

次の図面のとおり

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

鞠ノ沢土砂災害警戒区域及び鞠ノ沢土砂災害特別警戒区域

3

2

1

指定の区域

前田土砂災害警戒区域及び前田土砂災害特別警戒区域 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3

急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

2

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

1 指定の区域

六

図面省略

次の図面のとおり

前田野目二号土砂災害警戒区域及び前田野目二号土砂災害特別警戒区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

指定の区域

砂田二号土砂災害警戒区域及び砂田二号土砂災害特別警戒区域

七

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

+

3 2 急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

図面省略

次の図面のとおり

八

1

犬走一号土砂災害警戒区域及び犬走一号土砂災害特別警戒区域 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

指定の区域

砂田一号土砂災害警戒区域及び砂田一号土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

青

九

1

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

端山崎土砂災害警戒区域及び端山崎土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

+ 前田二号土砂災害警戒区域及び前田二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

<u>+</u> 前田沢土砂災害警戒区域及び前田沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

+ = 第一山の井沢土砂災害警戒区域及び第一山の井沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

次の図面のとおり

(図面省略

十四四 第二山の井沢土砂災害警戒区域及び第二山の井沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

土石流

3

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

図面省略

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

図面省略

士五 太田山沢土砂災害警戒区域及び太田山沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

土石流

3

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

(図面省略)

十六

雄乃湯沢土砂災害警戒区域及び雄乃湯沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

3

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第十五号

律第五十七号) 第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

飯詰一号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

1 指定の区域 =

飯詰二号土砂災害警戒区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

Ξ 前田野目土砂災害警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

兀 太田土砂災害警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

青森県知事 Ξ 村 申 吾

(図面省略)

(図面省略)

2

五 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

1 山元土砂災害警戒区域

指定の区域

(図面省略) 五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

共栄沢土砂災害警戒区域

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

七 落しの沢土砂災害警戒区域 土石流

県

森

1

指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

青

2 土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十三年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社青森三広

代表者の氏名 神 園

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四六四の八

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二〇)第五〇〇二七四号

五 取消年月日 平成二十二年十月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十三年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

= 吹越 宮

商号又は名称

宮東建設

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字往来ノ下一三の二

兀 許可番号 青森県知事許可 般 一七) 一七五九一号

取消年月日 平成二十二年十一月十七日

六 五 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十一日

商号又は名称 雅興業

Ξ 氏名 小湊 環

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第五〇〇三六八号 主たる営業所の所在地 三沢市平畑二丁目一の一四〇

取消年月日 平成二十二年十一月十七日

取消しの原因となった事実 取消しに係る建設業の許可

七

六 五 兀

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

వ్త により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十二年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

青森行所 ・ 長島子 一大)